

(4) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による四半期連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前年四半期及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前年四半期の四半期連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、見積実効税率が使用できない一部の連結会社については法定実効税率を使用する方法によっております。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等の注記)

I 前第3四半期連結累計期間(自2023年4月1日至2023年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	エネルギー	インダストリー	半導体	食品流通	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
売上高								
外部顧客への 売上高	227,187	266,119	162,306	78,321	25,726	759,661	-	759,661
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	2,140	12,984	4,195	1,136	20,943	41,401	△41,401	-
計	229,327	279,104	166,502	79,457	46,670	801,062	△41,401	759,661
セグメント利益 又は損失(△)	14,444	11,487	26,406	6,884	2,995	62,217	△4,560	57,656

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、金融サービス、不動産業、保険代理業、旅行業及び印刷・情報サービス等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額△4,560百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△4,467百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第3四半期連結累計期間(自2024年4月1日至2024年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	エネルギー	インダストリー	半導体	食品流通	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
売上高								
外部顧客への 売上高	235,148	281,160	164,028	83,991	26,733	791,064	-	791,064
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	1,808	11,048	2,621	1,498	14,908	31,884	△31,884	-
計	236,956	292,209	166,650	85,490	41,641	822,949	△31,884	791,064
セグメント利益 又は損失(△)	19,956	17,455	21,543	12,274	2,427	73,657	△5,225	68,431

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、金融サービス、不動産業、保険代理業、旅行業及び印刷・情報サービス等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額△5,225百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△5,244百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の管理部門に係る費用であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(重要な後発事象の注記)

(簡易株式交換による完全子会社化)

当社及び富士古河E & C株式会社（以下「富士古河E & C」といいます。）は、2024年10月31日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、富士古河E & Cを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換により、その効力発生日である2025年2月3日（予定）をもって、当社は富士古河E & Cの完全親会社となり、完全子会社となる富士古河E & Cの普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において、2025年1月30日付で上場廃止となりました。

1. 本株式交換の概要

(1) 株式交換完全子会社の名称及び事業の内容

株式交換完全子会社の名称 富士古河E & C株式会社

事業の内容 電気設備工事、電気計装工事、空調・給排水衛生設備工事、情報通信設備工事、建築工事及びこれらに付帯関連する一切の事業

(2) 本株式交換の目的

当社と富士古河E & Cの既存事業・技術と新たに創出するシナジーを活かした更なる協業体制の強化とそれによる経営資源の有効活用、重複機能の解消による経営資源の最適な配分等、グループ一体運営の強化により富士古河E & Cを含む富士電機グループ全体の企業価値向上を目指すことが最善の策であるとの判断により決定したものです。

(3) 本株式交換の効力発生日

2025年2月3日（予定）

(4) 本株式交換の方式

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社、富士古河E & Cを株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより、また、富士古河E & Cにおいては、2024年12月26日開催の富士古河E & Cの臨時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得たうえで、2025年2月3日を効力発生日として行われる予定です。

(5) 結合後企業の名称

富士電機E & C株式会社

2. 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	富士古河E & C (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.93
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：4,495,998株（予定）	

(注1) 当社が保有する富士古河E & C株式4,158,185株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、交付する株式は、全て当社が保有する自己株式を充当する予定です。

(注2) 当社は、本株式交換の株式交換比率の算定にあたり、公正性及び妥当性を確保するため、当社ならびに富士古河E & Cから独立した第三者機関に株式交換比率の算定を依頼しております。

3. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理を行います。